

第23回 公益法人の会計に関する研究会

議 事 次 第

平成28年10月4日(火) 10:00~12:00
内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

- 1 公益法人会計の運用の点検と見直し・法人の負担軽減
 - ① 特定費用準備資金の運用の点検と見直し
【資料1-①】 特定費用準備資金の運用と点検と見直し及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化
 - ② 公益目的取得財産残額の算定(定期提出書類の別表H)の見直し(案)
【資料1-②】 公益目的取得財産残額の算定(定期提出書類の別表H)の見直し(案)
(別添)、【補足資料-①】～【補足資料-⑤】
- 2 運用上、顕在化してきた問題点の是正
遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化
【資料1-①】 特定費用準備資金の運用と点検と見直し及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化
- 3 その他

特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに

遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化について

議題1 公益法人会計の運用の点検と見直し・法人の負担軽減

① 特定費用準備資金の運用の点検と見直し

【問題意識等】

公益目的事業に求められる原則に適応しつつ、法人が安定的かつ自律的な経営を行っていくという公益認定制度の下、所謂収支相償の基準を充たすために特定費用準備資金を積み立てる際には、将来に予定された事業の実施や事業拡大に限らず、将来の収支変動に備えて資金を積み立てることができるよう、要件の明確化等（考え方の整理、具体的な適用事例の明記等）ができないか。

議題2 運用上、顕在化してきた問題点の是正

遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

【問題意識等】

控除対象財産（公益目的保有財産、収益事業の用に供する財産など6種類）の趣旨や内容をあらためて明確に示すことにより、法人によって剰余金の各財産の繰り入れが区々となっている実態の是正を図ることができないか。

はじめに

議題1の①及び議題2については、課題設定の理由、目的に違いはあるものの、検討対象としては同一であることに加え、相互に密接不可分の関係にあることから、両課題について一体的に検討し、改善の方向性を検討することとする。

その際、これらの財産の仕組みの根底にある、いわゆる「財務3基準」に係る考え方、制度について、移行時及び現状についての方針等を確認・整理した上で、検討することとする。

I 財務三基準のルール及び現在の運用

1 財務3基準のルール

① 収支相償

「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えないと見込まれること」（認定法第5条第6号）

「公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはない。」（法第14条）

② 公益目的事業比率

「公益目的事業比率が50%以上となると見込まれること。」（法第5条第8号）

「公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が50%以上となるように公益目的事業を行わなければならない。」（法第15条）

③ 遊休財産額の制限

「遊休財産額が一年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。」（法第5条第9号）

「公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、当該公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎として、（中略）内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。」（法第16条）

2 認定法令上の控除対象財産の体系

・「控除対象財産、財務3基準と財務諸表との対応表」【別添資料①参照】

3 現在の運用の流れ、主な考え方

1の制度設計の下、現在、公益法人の自立性を前提として、法人運営の機動性確保の観点等から、それぞれ次のとおり、一定の柔軟な運用がなされている。

① 収支相償

・「中長期的に見て、公益目的事業に係る収入がすべて公益目的事業に使われること。」を明確化

⇒必ず単年度で収支相償することを求めるものではないことを明確化

・黒字（剰余金）を計画的に積み立て、使用することが可能

・黒字（剰余金）を借入金の返済に充てるのが、限定的に可能（やむを

得ない場合を想定)

※メルクマールは個別に判断（未提示）

- ・ 使途が特定された寄付金等については、一旦指定正味財産に計上し、使途指定が解除されるまで収支相償の判定対象から除外
- ・ 剰余金の取扱いについて、公益目的保有財産の取得や資本的支出に充てることは可能

※いずれの場合も、原則として法人としての機関決定の上、法人の自立性を前提として、法人に説明責任を課している。

② 公益目的事業比率

- ・ 特定費用準備資金等をみなし費用として取り扱う
(未実現費用、固定資産税、無償の役務提供に対して通常支払う対価等)

③ 遊休財産額の制限

- ・ 将来の一般的備え（予備費、溜まり金等）以外は原則遊休財産の対象外（規則第 22 条第 3 項）
- ・ 資産取得資金については、公益目的と収益目的（公益目的保有財産、収益事業に供される財産）双方が遊休財産の対象外
- ・ 特定費用準備資金（規則第 18 条）も公益目的と収益目的の双方の活用を容認

※運用上、公益認定申請書に記載された事業の範囲内に限られ、範囲外の場合は変更認定が必要とされる

※資産取得資金及び特定費用準備資金を目的外で取崩す場合は、理事会決議を条件として容認

Ⅱ 現状及び問題点

1 現状及び問題意識

次のような事例が認められ、制度趣旨が没却されるおそれが出ている。

- ① 「A方式」（元本のみでなく運用益についても寄付者の明示的な意思が確認できる場合は、運用益の使い残し分について、一般正味財産の経常収益ではなく指定正味財産（6号財産）に計上）を例外的に容認

（現状）1号財産は金融資産のみで、株式187億円ほか総額203億円である。2号財産は主に株式41億円である。1号・2号とも株価変動による増価（73億円・13億円）以外に大きな変動はない。移行認定以後、配当金等の残高が特定資産に普通預金として繰り越されて計上され、27年度末で6号財産が6千万円ある。

（問題意識）公益財団は、本来、寄付者の意図を踏まえた財産（元本）をベースに事業を実施するべきところ、元本から生じた運用益（果実）まで指定されたものとして計上することとし、しかも用途及び使用時期について具体的に明記されない場合、無制限に積み増しされ、指定正味財産の趣旨を没却するおそれがあるのではないか。

- ② 「逆特定費用準備資金」（以下「逆特費」という。）の限定的容認（将来の収支変動（収入減少・費用増加）に備えた基金を要件限定の上容認）

（現状）B財団では、公益目的事業で将来の収入減少が見込まれていたため、移行後4期連続（第1期目は2か月）黒字基調であったことから、当初から特定費用準備資金を積み立てていた。また当初、特定費用準備資金は1本であったが、その後内容を明確にした上で2本に分割し、1本は27年度に全額取り崩し残り1本は期間を延長して積立している。一方で、C財団では将来の収支変動がかなりの精度で予測され、逆特費の適用を申請したが、結果的に認められなかった。

（問題意識）財政基盤が弱い法人について、将来の収支変動に備える場合の要件が不明確であるため、運用にブレが生じているおそれがあるのではないか。

- ③ D財団では、財産の元本を1号財産とした上で、配当金（果実）を5号財産及び6号財産に計上

（現状）1号財産としては土地・建物・美術品のほか株式があり、27年度末で総額252億円（移行時の時価は183億円で増価は主に株価増）となっていることに加え、1号財産の株式の配当金（果実）で購入した土地・建物等が19億円あるが、5号財産としている。2号財産は土地・建物・電話加入権からなり27年度末で総額1億円である。

5号財産として移行時（24年4月）に以前から保有する美術品のうち11億円相当があり、その後4百万円相当の美術品を受贈益としているが、27

年度末の5号財産の美術品は、75億円相当で64億円増加している。

また、6号財産としている特定資産の公益目的事業基金（株式と預金）が27年度末で558億円（移行時295億円）あるが、株価の増価以外に59億円増加している。これについては、移行後に美術品の受贈益以外の寄付金を受け入れていないため、受取配当金等の果実の再投資と考えられる。

（問題意識）時期及び公益事業の具体性が明示されないため、運用益が未使用のまま5号財産及び6号財産に積みあがるおそれがある。

④ E財団では、1号財産に含まれる金融資産からの運用益を再度1号財産の金融資産にしている。

（現状）1号財産に金融資産を多く保有している。当該金融資産から事業費以上の運用益が得られる状況でその運用益をさらに金融資産に計上して、1号財産の「運用基盤強化基金」と位置づけ保有し続けている。

（問題意識）1号財産の運用益は本来、公益目的事業に使用するべきであるが、時期及び公益事業の具体性が明示されないため、運用益が未使用のまま際限なく積みあがるおそれがある。

Ⅲ 改善方策の検討

○基本スタンスの変更

現行の枠組み（制度を前提としつつ、弾力的運用でカバー）においては、原則と例外を分ける明確なメルクマールについて演繹的に規定することは難しく、仮に行うとしても事例を蓄積する帰納的手法によらざるを得ない。しかし、その場合は、個別の事例を類型化するなどしてメルクマールを検討することとなるが、これには、多大な労力を要する上に、今後の状況に応じた変更が求められ、生産的ではないのではないか。

その一方で、法人関係者にとっては、抽象的なメルクマールを規定することよりも、具体的な事例を明記して参考に資するという方法が強く期待されており、その有効性は認められる。

したがって、まずは原点である制度の基本に立ち返り、その趣旨に沿った適用を徹底することとした上で、他方で法人に対する参考情報として既存の典型的な事例を掲載することとしてはどうか。

○運用ルールの徹底、厳密化等

現在、疑義ある運用がなされている控除対象財産の運用に際しては、規定の趣旨に立ち返り、適用の厳密化を図る。

具体的には、例えば1号財産は公益目的保有財産として、その運用益は公益目的に使われるべきにもかかわらず、運用益が「運営安定化基金」等として計上され、また、6号財産は、本来、短期的な資金の受け皿であるべきところ、現在は使用時期が不明確な資金及びその運用益がいたずらに積み上げられている現状にある。

したがって、1号財産及び6号財産を中心に、その趣旨を明確化し、その運用を厳格化する。さらに、寄付者の意思により明確に用途に制約がかけられているもののみが指定正味財産となること、公益目的保有財産として金融資産を取得する場合には、金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確である場合等に限ること、といった既存の運用ルールを徹底する。

※認定法第18条「公益法人は公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。」

※指定正味財産とは、寄附等によって受け入れた資産で、寄附者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている財産額である（公益法人会計基準の運用指針7、公益法人会計基準注解（注6））。

○更なる措置の検討

・具体的な事例等の提示、併せて、運用ルールの適用に際して、法人関係者の判断に資するよう控除対象財産についての早見表を作成し、事例ともに

FAQ内に記載する【別添資料②参照】。

以上の措置を徹底することにより、上記に掲げた事例は、一定程度解消されるものと考えられる。

しかしながら、①明確なメルクマールを設定せず、事例を提示するだけでは、法人や時点により判断の幅や恣意的な運用が生じる可能性があり、よりシンプルでわかりやすいスキームを作ることが望ましいこと、②上記ルールの徹底の結果により、控除対象財産に計上することが困難となった剰余金を法人において短期間に解消することが合理的又は現実的でない場合もあることから、以下のような仕組みを設けることも一案か。

○特定費用準備資金の新類型

特定費用準備資金について、遊休財産額算定の際に控除される財産額を厳格に運用する見返りとして、厳格な条件の下、新たな運用方法を創設する。

具体的には、現行の特定費用準備資金について、施行規則で定める要件の範囲内で、従来型の特定費用準備資金に加え、新たに法人側の恣意性を排除するとともに、公益目的事業のための使途に使用させる道筋を明確にさせた新類型を創設することとしてはどうか。

その要件は、

- ① 財産の区分は、現行の枠組みを厳格に適用する。
- ② 法人の責に帰さない剰余金又は金融資産の運用益については、その使途及び期限を明確に定めない任意の積立を容認することを改め、その金融資産元本の特性の如何にかかわらず、1号財産又は6号財産として計上するのではなく、一律にこの新類型に計上することを可とする。
- ③ 現在、その運用上、メルクマールが不分明、審査の結果上、バランスを失する等の指摘がある「逆特費」については、一定の要件を満たせば新類型に計上することを可とする。

(メリット)

- ① 「A方式」にみられるような使途が不明で無計画的な財産の積み増しの回避が可能となる。
- ② 「逆特費」に市民権を与えることで、審査及び監督上形式的判断が可能となり、運用上のブレの回避が可能となる。
- ③ 一律4号財産に積ませることで、現在使途が不明確なまま積み上げられている資金を計画的に公益事業に使わせる道筋を作ることが可能となる。
- ④ 各号財産に留保されているおそれがある潜在的な「予備費」の自己増

殖の回避が可能となる。

- ⑤ 法人及び行政庁等にとって、法制度に沿った、シンプルかつ分かりやすい運用が可能となる。

(論点)

○現行の認定法施行規則における特定費用準備資金(※)の定義の下で、新類型をどのように整理するか。使用するまでの期間、使途事業の個別・具体性等をどう定めるか。

⇒収支相償規制の緩和、公益法人に対する更なる規制強化との相反する意見に対して、どのように説明するか。

※「将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費・管理費に計上されるもの。引当金の対象となるものを除く。)に充てるために保有する資金」(規則第18条)

<控除対象財産の整理>

資 産				負債・正味財産			
科目等	公益a	収益等b	法人c	科目等	公益aa	収益等bb	法人cc
流動資産				負債			
固定資産				正味財産 ※1			
1号財産	1a	-	-	指定正味財産	※2		
2号財産	-	2b	2c		1aa	2bb※2	2cc※2
3号財産(公益)	3a	-	-		3aa	5bb	5cc
3号財産(公以外)	-	3b	3c		4aa	6bb	6cc
4号財産(公益)	4a	-	-		5aa		
4号財産(公以外)	-	4b	4c		6aa		
5号財産	5a	5b	5c	一般正味財産	1aa	2bb	2cc
6号財産	6a	6b	6c		3aa	3bb	3cc
その他					4aa	4bb	4cc

※1) 指定正味財産は、寄附者の意思により一般正味財産への振替えのタイミングが分かるよう明確に
 使用制約がかけられているもの、一般正味財産はその他のもの

※2) 移行認定時に整理されたものを含む

控除対象財産	財務3基準※3			主な具体例
	収支 相償	公益 比率	遊休 財産	
1号財産			○	移行認定時に整理、認定後公益目的事業財産等から変更
2号財産			○	移行認定時に整理
3号財産(公益)	△		○	移行認定時に整理、1号財産更新のための資金
3号財産(公以外)			○	2号財産更新のための資金
4号財産(公益)	○	○	○	公益目的事業遂行のための資金
4号財産(公以外)			○	公益以外の事業等を行うための資金
5号財産			○	寄附者等の指定用途に使用・保有する財産
6号財産			○	寄附者等の指定用途に使用するまでの資金

※3) ○は、該当する控除対象財産を示す

△は、場合(収益事業等から50%超繰入)により該当するものを示す

(参考)

科目等	公益	収益等	法人	科目等	公益	収益等	法人
I 資産の部				II 負債の部			
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
基本財産				III 正味財産の部			
特定資産 ※4				指定正味財産			
その他固定資産				一般正味財産			

※4) 控除対象財産は特定資産に整理されるが、1号・2号・3号・5号財産は基本財産となることもある

科目等	公益	収益等	法人
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
特定資産運用益※5			
...			
受取寄付金			
受取寄付金振替額※6		××	
...			
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取寄付金			
一般正味財産への振替額※6		××	
...			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			

※5) 指定正味財産を財源とする特定資産等の運用益は、用途の指定がない限り、一般正味財産増減の部に直接計上される

※6) 指定正味財産を財源とする特定資産等の用途が解除されたとき、一般正味財産増減の部に振り替える

控除対象財産の早見表

【別添資料②】

控除対象財産(認定規則22Ⅲ)事業年度の末日 公益目的保有財産		主な例
認定法18⑤	公益目的事業財産を支出して取得した固定資産	①認定後の寄附(公益以外の指定は除く)で取得した固定資産 ②認定後の補助金等(公益以外の指定は除く)で取得した固定資産 ③認定後の公益目的事業の対価を支出して取得した固定資産 ④認定後の収益事業等から生じた利益の50%で取得した固定資産(実物資産の繰入も含む) 美術館の象徴的美術品(認定法5条16号)
認定法18⑥	不可欠特定財産	移行時に1号財産とした固定資産(基本財産など) 共有財産
認定法18⑦	認定前財産を公益目的保有財産として区分表示	①公益社団法人で使途未定金費の50%により取得した固定資産 ②合併により受け入れた公益目的取得財産残額を支出し取得した固定資産 ③公益目的保有財産から生じた果実等を支出し取得した固定資産 ④公益目的保有財産を処分し取得した固定資産 ⑤公益目的保有財産以外の財産とした額を支出し取得した固定資産 ⑥公益目的保有事業等会計・法人会計の財産を支出して取得した固定資産を公益目的保有財産として区分表示
認定規則26⑦	認定後公益目的事業財産以外の財産を支出して取得した固定資産を公益目的保有財産として区分表示	認定後の収益事業等から生じた利益の50%超100%以下で取得した固定資産(実物資産の繰入も含む) 移行時に1号財産とした固定資産(基本財産など)
認定規則附則Ⅱ①	移行認定申請時の公益目的保有財産	
公益目的事業を行うために必要に収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産		
2号	公益目的事業の財源確保に必要な収益事業等の固定資産 公益目的事業に付随する収益事業等の固定資産 公益目的事業や当該収益事業等の管理業務の用に供する固定資産 管理費財源用の法人会計精立金の果実(適正な範囲内) 特定資産とした自己所有施設の災害復旧積立金	共有財産(固定資産)の管理使用分 管理費財源用の投資有価証券元本 公益目的事業の収益源としての収益事業用固定資産
資産取得資金		
3号	財産取得資金の要件 ・資産取得・改良の見込み ・他の資金との区分管理 ・目的外取崩し不可 ・財産取得・改良の必要最低額 ・備置き・関覧(目的外取崩しの手続きの定め並びに財産取得・改良の必要最低額とその根拠)	1号財産・2号財産(金融資産以外)である建物の建替え・改良等の積立資金
認定規則附則Ⅱ②	移行認定申請時の資産取得資金	移行時に3号財産とした金融資産(特定資産)
特定費用準備資金		
4号(認定規則18)	特定費用準備資金(運用財産含む)の要件 ・目的活動の見込み ・他の資金との区分管理 ・目的外取崩し不可 ・積立限度額 ・備置き・関覧(目的外取崩しの手続きの定め並びに積立限度額とその根拠)	将来の公益目的事業のための積立資金 〇〇周年記念事業資金
寄附者等からの使途指定の受入固定資産		
5号(1号~4号にしてい ないもの)	寄附者等の使途により使用・保有する固定資産(当該財産を処分し取得した財産含む)	寄附者が定めた使途で使用・保有する固定資産 公益事業に使うよう指定されて土地を寄贈された 配当金を公益目的事業費に使うように寄附された株式(元本)
寄附者等からの使途指定の受入資金		
6号(1号~4号にしてい ないもの)	寄附者等の使途による固定資産を取得するための寄附等の資金(当該財産を処分し取得した財産含む) 寄附によって取得した有価証券の運用益(寄附者の使途指定があるとき)	寄附者が定めた使途で使用するための資金又は寄附者が定めた使途の固定資産を取得するための資金(一時的) 公益事業に使うよう建物の建設資金を寄附された → 購入した建物は1号財産となる 売却して事業資金に充てることが指定されて寄附された国債等の有価証券 収益事業で使う器具備品の購入資金を寄附された
認定規則附則Ⅱ③	移行認定申請時の寄附者等の指定使途による固定資産を取得するための寄附等の資金	移行時に6号財産とした金融資産(特定資産)

公益目的取得財産残額の算定（定期提出書類の別表H）の見直し（案）

【 課 題 】

I-1-ii) 公益目的取得財産残額の算定（定期提出種類の別表H）の見直し
 公益認定が取り消された場合に備え、毎年度、公益目的取得財産残額を算定・報告させているが、必要性はあるか。見直しできないか。

1. はじめに

定期提出書類の別表Hについては、認定法第30条及び認定規則第48条に基づくものであり、毎事業年度の公益目的取得財産残額を計算する表である。公益目的事業財産の毎事業年度のフローとストックを捉え、公益法人が、現在、公益目的事業にどの程度の財産を投下しているかを示すものである。

公益目的取得財産残額を毎事業年度作成する目的は、公益認定の取消しが行われた場合には、過去に遡って同残額を正確に計算することは困難であり、毎事業年度計算し、直近の事業年度末日における同残額を基に一定の調整を行うことにより、実際に贈与すべき同残額を確定することである。

しかしながら、法人からのみならず行政庁の監督の現場において、当初より別表Hの作成の仕方や財務諸表と別表Hの関係がわかりづらいとの意見が多くある。

こうしたことから法人の実情を踏まえつつ、運用の点検や見直しの検討を行う。なお、平成26年度会計研究会報告において、別表Hと財務諸表との関係に係る考え方については、「VI1. 別表Hと財務諸表の関係」において、「公益目的事業会計に区分された財産は基本的には認定法第18条に規定する公益目的事業財産に該当し、それに該当しないものはごく例外的な場合と解すべきである。」との一定の結論を得ている。【補足資料-①】

【参考】

別表Hについての基本的仕組みについて（現状）【補足資料-②】

$$\begin{array}{l} \text{公益目的取得財産残額} \\ \text{(24欄)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{公益目的保有財産} \\ \text{(21欄)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{※公益目的増減差額} \\ \text{(1欄)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{※公益目的増減差額} \\ \text{(1欄)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{前事業年度の末日の公益目的増減差額} \\ \text{(2欄)} \end{array}$$

$$+ \frac{\text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産}}{\text{14欄=損益計算書上の数値(3~9欄)+その他数値(10~13欄)}}$$

$$- \frac{\text{当該事業年度の公益目的事業費等}}{\text{20欄=損益計算書上の数値(15~18欄)+その他数値(19欄)}}$$

2. 会計的観点に基づく現状の別表Hの問題点

別表Hの見直しについては法令の規定の趣旨等も踏まえて検討が必要であるが、主に会計的観点に基づき問題と考えられる点は以下のとおりである。

(1) 検証可能性の問題点

公益目的取得財産残額は、公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除いた残高である。このうち、公益目的保有財産は、公益目的事業のために保有するものであり、会計区分上は公益目的事業会計として処理（ストック概念）されるものである。また、公益目的増減差額は、公益目的取得財産残額から公益目的保有財産を除いたものであり、公益目的事業に関する正味財産増減を含め、基本的には公益目的保有財産以外の一切の公益目的事業財産が含まれる。公益目的取得財産残額と公益目的事業会計区分の正味財産残高は特定の部分を除いて概ね一致すると考えられる。【補足資料－③】

不一致の主な原因は以下のとおりである。

- ① 移行時には公益目的取得財産額には、流動資産（運転資金等）は含まれないため、移行時の公益目的事業会計に流動資産（運転資金等）がある場合には不一致となる。
- ② 公益目的取得財産残額の計算については負債については、一切考慮していないため、公益目的事業会計の負債について、不一致となる。
- ③ 公益目的取得財産残額の計算には、公益目的保有財産は時価評価されないため、投資有価証券に時価法を適用する場合には、不一致となる。
- ④ 公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合には、その額だけ不一致となる。
- ⑤ 法令の解釈による不一致

(3) <例－1>、<例－2>

一部の不一致原因を除いて概ね公益目的取得財産残額と公益目的事業会計区分の正味財産残高が一致するとしても、貸借対照表内訳表を作成していない法人には、公益目的取得財産額の検証が困難である。貸借対照表内訳表は、収益事業等会計からの利益の繰入額が50%の場合には作成を強制しないことを平成26年度報告で述べているが、別表Hの検証のために作成を強制すると法人の事務負担が増加する。

(2) 認定取消しの日における公益目的取得財産残額の調整

認定取消しの日における公益目的取得財産残額の計算にあたって、直近事業年度の事業報告における公益目的取得財産残額と、認定取消しの日に属する事業年度の公益目的取得財産残額が異なる場合には、公益目的取得財産残額の変動額報告書を作成し、認定取消しの日から3箇月以内に行政庁へ報告することになっているが、この場合に認定取消しの日に属する事業年度の開始日から認

定取消しの日までにおいて、公益目的増減差額または公益目的保有財産に増減がある場合、特に資産の時価評価についてその具体的な取り扱いの仕方が示されていない。【補足資料－④】

- Ex. ・ 固定資産については認定取消しの日における時価評価して調整をする
が、時価評価の対象として土地や減価償却資産が含まれるかどうか
明確ではない。
- ・ 時価評価による評価益もしくは評価損の記載をどの欄に記載したらよ
いのか明確ではない。

(3) 認定規則第 48 条と別表Hの関係

認定規則第 48 条の規定には、以下のような不明な点がある。

<例 - 1>

金融資産を公益目的保有財産として保有した場合、当該財産から生じた収益
(受取利息等) については、公益目的取得財産残額に含まれるが(認定規則第 48
条第 3 項 1 号ト)、公益目的の特定費用準備資金や資産取得資金等として保有し
ている場合には、当該財産から生じた収益については、公益目的取得財産残額に
含まれるか否かについて明確ではない。

<例 - 2>

認定規則第 26 条第 7 号の規程に基づき、同条第 1 号から第 5 号まで及び認定
法第 18 条第 1 号から第 4 号までに掲げる財産以外の財産を支出することによ
り当該事業年度において公益目的事業財産とした財産(ex. 公益目的事業財産で
ない財産(収益事業等の財産や法人会計の財産))がある場合には、「当該事業年
度末日における当該公益目的保有財産の帳簿価額」を別表Hの 13 欄に記載する
と定期提出書類の手引きに説明があるが、認定規則第 48 条第 3 項で公益目的増
減差額の加算要因には規定されていない。

3. 別表Hの改善策

上記 2. に挙げた問題点を踏まえ、法人の適正な業務運営や事務負担の軽減を
図る観点から、改善策を検討すると以下のとおりである。

(1) 別表Hの計算方法(別添)

公益目的取得財産残額の計算方法を従来の方法から変更する各検討案につ
いて、適用する場合のメリット、デメリットを記載している。

- (2) 認定取消しの日における公益目的取得財産残額の調整計算と資産の時価評
価の内容について、定期提出書類の手引き及びFAQ等により解説を加える。
- (3) 認定規則第 48 条等、法令上、不明な点については、定期提出書類の手引き及
びFAQ等によりその旨を周知する。

以上

別表 H の改善案

検討案	メリット等	デメリット等
<p>(1) 公益目的取得財産残額の計算方法を変更する 【計算例-1】</p> <p>公益目的取得財産残額 = 公益目的事業会計区分の正味財産期末残高 (一般正味財産期末残高 + 指定正味財産期末残高) ± α <控除項目> 一般正味財産期末残高からは、<u>投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益(基本財産評価損益、特定資産評価損益及び投資有価証券評価損益)</u>を控除する。</p> <p>指定正味財産期末残高からは、<u>投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益(基本財産評価益、特定資産評価益、基本財産評価損及び基本財産評価損)</u>を控除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算の簡素化 (法人の事務負担の軽減) ・ ストックの概念で計算が可能のため、【計算例-2】での計算のように過去の当期正味財産増減差額を累積 (フローの概念) する必要がない。 ・ 26 年度報告による、「公益目的事業会計に区分された財産は基本的には認定法第 18 条に規定する公益目的事業財産に該当する。」との考え方に概ね一致する。 ・ 負債 (未払金、未払費用等) を反映した方が適切と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産等について、差額の調整が必要となる。 ・ 一般正味財産増減の部の「基本財産評価損益等」「特定資産評価損益等」及び「投資有価証券評価損益等」には、それぞれ、評価損益と売却損益が含まれているので、評価損益のみ控除しなければならない。 ・ 正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会計の正味財産期末残高を区分していなければ、計算できないので、別途、内部管理資料が必要となる。 ・ 施行規則第 48 条等の法令の規定等の改正について、別途検討が必要である (FAQ も改正)。 ・ 現行の別表 H は債務をカウントしていないので、債務を控除する必要がある。
<p>(2) 公益目的取得財産残額の計算方法を変更する 【計算例-2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算の簡素化 (法人の事務負担の軽減) ・ 【計算例-1】の場合には、正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会計の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産、認定等の日以前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額等につ

公益目的取得財産残額を毎事業年度の公益目的事業会計の当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に前事業年度の公益目的増減差額を加算した金額とする。当年度の公益目的増減差額は、翌事業年度以降、過去の公益目的増減差額に含まれる。

$$\begin{aligned} & \text{公益目的取得財産残額} = \\ & \text{前事業年度の公益目的取得財産残額} \\ & + \text{当期一般正味財産増減額} \\ & + \text{当期指定正味財産増減額} \pm \alpha \\ & \text{〈控除項目〉} \end{aligned}$$

当期一般正味財産増減額からは、投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益（基本財産評価損益、特定資産評価損益及び投資有価証券評価損益）を控除する。

当期指定正味財産増減額からは、投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益（基本財産評価損益、特定資産評価損益、基本財産評価損及び基本財産評価損）を控除する。

正味財産期末残高を区分していなければ、計算できないが、【計算例-2】の場合にはこれを区分していなくても、計算が可能である。

- ・26年度報告による、「公益目的事業会計に区分された財産は基本的には認定法第18条に規定する公益目的事業財産に該当する。」との考え方に概ね一致する。

いて、差額の調整が必要となる。

- ・一般正味財産増減の部の「基本財産評価損益等」「特定資産評価損益等」及び「投資有価証券評価損益等」には、それぞれ、評価損益と売却損益が含まれているので、評価損益のみ控除しなければならない。
- ・公益目的増減差額は過去の当期正味財産増減差額の累積となるため、過年度に誤りがあると修正しなければならない、
- ・施行規則第48条等の法令の規定等の改正について、別途検討が必要である（FAQも改正）。

<p>(3) 定期提出書類上、別表 H による公益目的取得財産残額の計算を3年に1の割合で作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の事務負担が軽減される。 ・上記 (1) と (2) を組み合わせると、なお、事務負担が軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に1回作成するとはいえ、3年分を計算する必要があり、総事務量は変わらない。 ・認定取消し日の直近事業年度が2年間遡る場合も想定され、調整が困難である。 ・施行規則第48条等の法令の規定等の改正について、別途検討が必要である。
<p>(4) 定期提出書類の別表Hを廃止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度の法人の事務負担が軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の計算方法では、認定取消時に過去に遡って計算することが困難なので、公益目的取得財産差額の計算方法を別途、定める必要がある。 → ex. 【計算例 - 1】【計算例 - 2】 ・施行規則第48条等の法令の規定等の改正について、別途検討が必要である。

注：・公益目的取得財産残額の計算方法を従来の方法から提案した方法に変更することについて、その妥当性について明確な説明が要求される。公益法人等が混乱しないように注意が必要である。また、定期提出書類の様式（別表H）の変更をはじめ、FAQ等の修正・追加が必要となる。

以上

(別 添) 補足

【計算例-1】

$$\text{公益目的取得財産残額} = \text{公益目的事業会計区分の正味財産期末残高} \pm \alpha$$

(一般正味財産期末残高 + 指定正味財産期末残高)

<控除項目>

一般正味財産期末残高からは、投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益 (基本財産評価損益、特定資産評価損益及び投資有価証券評価損益) を控除する。

指定正味財産期末残高からは、投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益 (基本財産評価益、特定資産評価益、基本財産評価損及び基本財産評価損) を控除する。

(イメージ図)

正味財産増減計算書内訳表 (公益目的事業会計)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
.....
評価損益等調整前当期経常増減額	××
基本財産評価損益等	×
特定資産評価損益等	×
投資有価証券評価損益等	×
評価損益等計	××
当期一般正味財産増減額	××
一般正味財産期首残高	×××
一般正味財産期末残高	×××
II 指定正味財産増減の部	
.....
基本財産評価益	×
特定資産評価益	×
基本財産評価損	×
基本財産評価損	×
.....
当期指定正味財産増減額	××
指定正味財産期首残高	×××
指定正味財産期末残高	×××
III 正味財産期末残高	××××

評価損益等には、評価損益と売却損益が含まれるので、これを区別して評価損益のみ控除する。

これらをすべて控除する。

(現状の公益目的取得財産残額との相違)

- ・ 公益目的事業会計に借入金を計上しているので、その分、控除する必要がある。
- ・ 別表 H の「その他の数値」等について、別途、調整が必要となる。

【計算例-2】

公益目的取得財産残額を毎事業年度の公益目的事業会計の当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に前事業年度の公益目的増減差額を加算した金額とする。当年度の公益目的増減差額は、翌事業年度以降、過去の公益目的増減差額に含まれる。

$$\text{公益目的取得財産残額} = \text{前事業年度の公益目的取得財産残額} + \text{当期一般正味財産増減額} + \text{当期指定正味財産増減額} \pm \alpha$$

<控除項目>

当期一般正味財産増減額からは、投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益（基本財産評価損益、特定資産評価損益及び投資有価証券評価損益）を控除する。

当期指定正味財産増減額からは、投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益（基本財産評価益、特定資産評価益、基本財産評価損及び基本財産評価損）を控除する。

(イメージ図)

正味財産増減計算書内訳表 (公益目的事業会計)

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
.....
評価損益等調整前当期経常増減額	××
基本財産評価損益等	×
特定資産評価損益等	×
投資有価証券評価損益等	×
評価損益等計	××
当期一般正味財産増減額	××
一般正味財産期首残高	×××
一般正味財産期末残高	×××
II 指定正味財産増減の部	
.....
基本財産評価益	×
特定資産評価益	×
基本財産評価損	×
基本財産評価損	×
.....
当期指定正味財産増減額	××
指定正味財産期首残高	×××
指定正味財産期末残高	×××
III 正味財産期末残高	××××

評価損益等には、評価損益と売却損益が含まれるので、これを区別して評価損益のみ控除する。

(ア)



(A)

これらをすべて控除する。

(イ)



(B)

※ 公益目的取得財産残額 = 前事業年度の公益目的取得財産残額

+ (A) ((ア) を除く) + (B) ((イ) を除く) ± α

(現状の公益目的取得財産残額との相違)

- ・ 別表 H の「その他の数値」等について、別途、調整が必要となる。

以上

VI 定期提出書類

1. 別表Hと財務諸表の関係

定期提出書類の別表Hは、毎事業年度の公益目的取得財産残額を算定する書類である。公益目的事業財産の毎事業年度のフローとストックを捉え、公益法人が、現在、公益目的事業にどの程度の財産を投下しているかを示すものである。

公益目的事業財産は、認定法及び認定法施行規則で財産となるものが決まっている。しかし、公益目的事業会計で赤字が発生し、公益目的事業財産以外の財源で赤字を補てんした場合、赤字を補てんした財産が公益目的事業財産に含まれるかどうかなど、法令等の解釈において意見の分かれるところがあり、法人からも別表Hを作成する上で難しいという声がある。

まず、公益目的事業財産は、認定法第18条及び認定法施行規則第26条で規定されているところであり、赤字を補てんした財産は、認定法第18条第8号に基づく認定法施行規則第26条第8号で規定されている、定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産に該当するという解釈があり得る。

一方、認定法第30条第2項第3号において、公益目的事業財産以外の財産について公益目的事業を行うために費消、譲渡した場合には、公益目的取得財産残額から控除するものと規定されており、赤字補てんはこれに当たるとの解釈があり得る。

二つの解釈のうちいずれかをとるかによって、公益目的取得財産残額の計算結果が異なってくるものであり、研究会としては以下の結論を得た。

赤字を補てんした財産は、認定法第18条第8号に基づく認定法施行規則第26条第8号で規定する、公益目的事業のために使用、又は処分する旨を定めた額に相当する財産に該当すると考えられる。

なぜなら、認定法第19条において区分経理の規定が設けられている趣旨の一つに、公益目的事業と収益事業等の事業活動の実態をそれぞれの会計により確認できるようにすることがある。このことを踏まえると、公益目的事業の事業活動は極力公益目的事業会計で表されることが必要と考えられる。したがって、公益目的事業会計に区分された財産は基本的には認定法第18条に規定する公益目的事業財産に該当し、それに該当しないものはごく例外的な場合と解すべきである。このため、認定法第30条第2項第3号の公益目的事業財産以外の財産について公益目的事業を行うために費消、譲渡した場合についても、限定的に解するのが適切であると考えられる。(注1)

すなわち、公益目的事業会計以外の財産で公益目的事業会計の赤字を補てん

した場合、当該補てんのための金額は、一度公益目的事業会計に移動されてから、支出されていると考えられる。会計上は、当該金額は、正味財産増減計算書内訳表（他会計振替額）で、公益目的事業会計区分へ移動することになるものであって、当該書類の決算承認をもって、公益目的事業のために使用することが意思決定されており（注2）、認定法施行規則第26条第8号に該当し、公益目的事業財産に当たるものと考えられる。

また、当該補てんした金額は、認定法第30条第2項第1号の法人が取得した公益目的事業財産及び同項第2号の公益目的事業を行うために費消したものの双方に当たるため、差し引きされて、公益目的取得財産残額の計算上影響を与えないこととなる。

（注1）限定的に解した場合、例えば以下のような場合が該当すると考えられるのではないか。

○法人会計区分で所有している建物を一時的に公益目的事業に使用している時の減価償却費。

○退職給付引当資産を公益目的事業財産に位置付けないで保有しており、公益目的事業会計区分に従事している従業員に配賦した退職給付費用。

（注2）これについては、「公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた」というには、そのことが明示される形で意思決定が行われることが必要であり、財務諸表の承認は当たらないのではないかと、という意見がある。特に、会計監査人設置法人については、法人法第127条で定時社員総会への報告となっていることから、該当するとは考え難いのではないかという意見である。

なお、赤字補てんした財産は、公益目的事業財産以外の財産の費消であるため、認定法第30条第2項第3号に該当するとの考えもあり、認定法第30条第2項第3号を限定的に解する必要はなく、法人が公益目的事業財産以外の財産を財源としてまで公益目的事業を実施していることを評価し、その財源とした額を公益目的取得財産残額から減額することが社会通念上公平という考え方もある。この場合、補てん額は、公益目的取得財産残額から控除されることになる。しかし、この考え方に従って計算をすると、赤字補てんが繰り返されると、公益目的事業会計に区分された（公益目的事業のために使用することが予定された）財産が存在しているにもかかわらず、公益目的取得財産残額がマイナスとなるおそれがある。この場合、認定取消等で残された財産を自由に処分できることになるが、適当であるか疑問が残る。研究会の結論を参考にさらに検討を進め

別表 H 公益目的取得財産残額について



公益目的取得財産残額（公益認定の取消し等の場合に法人が贈与すべき額）は、当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本として算定するものと定められています（認定法 § 30 II）。

実際に公益認定の取消し等が行われた時点で、当該法人の公益目的事業財産の取得や費消・譲渡の状況を過去に遡って正確に算定することは、実務上非常に困難であると考えられます。このため、認定法施行規則では、各事業年度ごとに、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し（認定法施行規則 § 48）、公益認定の取消し等が行われた場合には、直近の事業年度末日における公益目的取得財産残額を基に一定の調整を行うことにより、実際に贈与すべき公益目的取得財産残額を確定することとしています（認定法施行規則 § 49、 § 50）。

この各事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定を行う様式が別表 H です。

認定法では、公益法人が公益認定の取消しを受けた場合（または公益法人が合併により消滅し公益法人以外の法人がその権利義務を承継する場合）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、定款で定めた類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与しなければならないこととされています（認定取消し後1か月以内に贈与契約が成立しない場合は国又は都道府県が贈与を受ける旨の契約が成立したとみなされます。認定法 § 50①、 § 30）。

これは、公益法人が公益目的事業財産（公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、または公益目的事業を行うために保有している財産として認定法で定める財産）を公益目的事業のために使用・処分しなければならないとされている（認定法 § 18）ことに伴い、公益認定が取り消された等の場合であっても、これらの財産が公益目的のために使用されることを確保しようとする趣旨で設けられている制度です。

各事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、以下の2つの要素に分けて行い、両者を合算することによって算定します。

① 当該事業年度末日における公益目的増減差額

$$= \boxed{\begin{array}{c} \text{前事業年度末日} \\ \text{における公益目} \\ \text{的増減差額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{当該事業年度中に増加した公益目的事業財産} \\ \text{（寄附を受けた財産、補助金等、公益目的事業の活動} \\ \text{の対価、公益社団法人において社員が支払った経費、} \\ \text{公益目的保有財産から生じた収益等）の額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{当該事業年度} \\ \text{中の公益目的} \\ \text{事業費等の額} \end{array}}$$

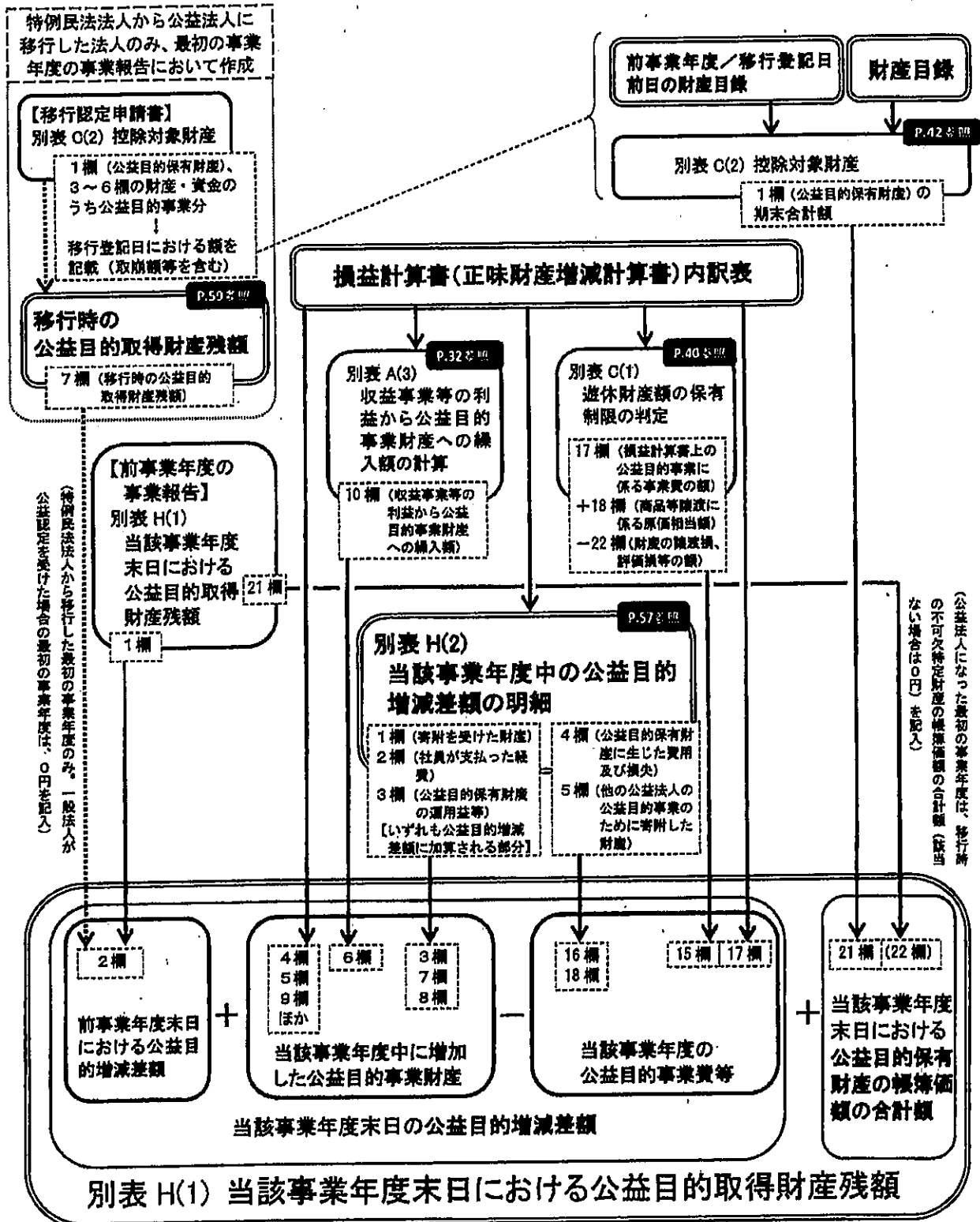
（※下記②の公益目的保有財産の算定と二重計上にならないよう、一定の調整額を計上）

② 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

なお、特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった場合は、移行前に法人が保有していた公益目的事業の用に供する財産等が公益目的取得財産残額に含まれることとなりますので、その額を算定するため、移行後最初の事業年度の事業報告において、「移行時の公益目的取得財産残額」の表を作成していただく必要があります（認定法施行規則附則IV）。

別表 H の作成は、法人の損益計算書（正味財産増減計算書）内訳表や財産目録等を基に、次ページのような流れで行うことになります。

【別表 H の作成（公益目的取得財産残額の算定）の流れ】



別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額は、前事業年度末における公益目的事業財産の増減使用高です。認定時期には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に増やしなければなりません。

公益目的取得財産残額を、以下の計算により算定します。
公益目的取得財産残額 = 公益目的保有財産 + 公益目的取得財産増減額

このうち、公益目的保有財産とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。
 前事業年度末の公益目的保有財産額 + 当該事業年度中に増加した公益目的保有財産額 - 当該事業年度の公益目的保有財産等
 = 当該事業年度末の公益目的保有財産額

1. 公益目的取得財産増減額

前事業年度末の公益目的取得財産残額(12欄+14欄-15欄)	1	円
前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	円

当該事業年度末の公益目的取得財産残額

当該事業年度末の公益目的取得財産		当該事業年度の公益目的事業費等	
寄附を受けた財産の額	3	公益目的事業費の額(16欄の寄附等の調換後の額)	16
交付を受けた補助金等	4	16欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16
公益目的事業に係る対価収入	5	16欄、16欄の他、公益目的事業の費用に伴って生じた資産外費用の額	17
収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	16欄-17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の換算額	18
注費が支払った経費の額(公益社団法人のみ記載)	7	公益目的保有財産に係る調換額(17欄-22欄)(マイナスの場合法等)	19
公益目的保有財産の運用益等(16欄に算入した額を除く)	8	その他の増減	
公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(16欄-19欄の合計)	20
公益目的保有財産に係る調換額(22欄-21欄)(マイナスの場合法等)	10		
合併により取得した他の公益法人の公益目的取得財産換算額	11		
認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12		
12欄-13欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13		
当該事業年度中に増加した公益目的事業財産の合計額(12欄-13欄の合計)	14		
公益目的保有財産	21	前事業年度末の公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表G(2)A)	21
公益目的取得財産増減額	24	12欄認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	22

2. 公益目的保有財産

3. 公益目的取得財産増減額

㉑ 前事業年度の末日の公益目的増減差額

特例民法法人から移行認定を受けて公益法人になった最初の事業年度の場合には、添付資料の「移行時の公益目的取得財産残額」の7欄の額を記載してください。

一般法人から公益認定を受けて公益法人になった最初の事業年度の場合には、0円となります。

移行認定後2年目以降は前事業年度の1欄の額を記載してください。

㉒ 3欄、8欄

それぞれ別表H(2)で、列記したものの合計額を記載してください。3欄は、「1. 寄附を受けた財産」のうち(2)の合計額を記載してください。

㉓ 収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額

別表A(3)の10欄の合計額を転記してください。

㉔ 社員が支払った経費の額

別表H(2)の「2. 社員が支払った経費」のうち、(2)の合計額と、(3)の「うち、公益目的事業のために使用する金額」の合計額を合算した額を記載してください。

㉕ 認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額

認定等の日(特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった場合には移行の登記の日)前に取得した不可欠特定財産の改良によって当該事業年度中に当該財産の帳簿価額が増加した場合に、その増加額を記載してください。

㉖ 定款等の定めにより公益目的事業財産となった額

下記の合計額を記載してください。

○認定法施行規則 § 26⑥に基づき、当該事業年度において、法人の定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより公益目的事業財産とした財産がある場合には、その合計額。

○認定法 § 18⑦又は認定法施行規則 § 26⑦の規定に基づき、当該事業年度において公益目的事業財産とした財産がある場合には、当該事業年度末における当該公益目的保有財産の帳簿価額。

例1 公益目的事業以外の財源により、①、②及び③等の財源とした場合についてここに記載してください。

①公益目的保有財産等を取得した場合
 ②資産取得資金を積立てた場合
 ③特定費用準備資金を積立てた場合

例2 一般社団・一般財団法人より公益法人となった法人については認定初年度の別表G(2)の「1. 公益目的保有財産」の期首計(A)をここに記載してください。

この様式の15欄~23欄については、次のページで説明しています。

別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産総額

事業年度	年	月	日	法人名

公益目的取得財産総額は、前事業年度末における公益目的取得財産の増減額です。認定取得時には別表に提出する額の前年度末、法で定める標準的な法人のあり、実態で実質的に異なる場合には異なり得ます。

公益目的取得財産総額は、以下の計算により算定します。
 公益目的取得財産総額 = 公益目的取得財産 + 公益目的取得財産

このうち、公益目的取得財産とは、公益に充てられるべき資金(取得財産)であり、以下の計算により算定します。
 前事業年度末の公益目的取得財産 - 前事業年度(に増加した)公益目的取得財産 - 前事業年度(に減少した)公益目的取得財産 = 当該事業年度末の公益目的取得財産

1. 公益目的取得財産

前事業年度末の公益目的取得財産 (2欄+14欄-20欄)	1	円
------------------------------	---	---

前事業年度の末日の公益目的取得財産	2	円
-------------------	---	---

当該事業年度に増加した公益目的取得財産		当該事業年度の公益目的取得財産	
1 実用を受けた財産の額	3	円	15 公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)
2 交付を受けた補助金等	4	円	16 16欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額
3 公益目的事業に係る対価収入	5	円	17 17欄、18欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額
4 当該事業費から生じた利益のうち公益目的事業に振り入れた額	6	円	18 18欄-19欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額
5 社員が支払った額等の額 (公益法団体の外債等)	7	円	19 公益目的保有財産に係る調整額 (21欄-22欄) (マイナスの場合は22欄)
6 公益目的保有財産の増減等 (8欄に算入した額を除く)	8	円	20 その他の額
7 公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円	21 当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (12欄-19欄の合計)
8 公益目的保有財産に係る調整額 (21欄-22欄) (マイナスの場合は22欄)	10	円	
9 その他の額	11	円	
10 合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産	12	円	
11 認定等の目的に取替した不可欠特定財産の帳簿価額の増減額	13	円	
12 12欄-13欄の他、定款等の定めにより公益目的事業に充てられた額	14	円	
13 当該事業年度に増加した公益目的取得財産の合計額 (3欄-14欄の合計)	14	円	

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額 (前表C(2)(A))	21	円
--	----	---

【参考数値】

前事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	円
うち認定等の目的に取替した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産総額

当該事業年度末における公益目的取得財産総額 (1欄+21欄)	24	円
--------------------------------	----	---

⑫ 16欄、18欄

それぞれ別表H(2)で、列記したものの合計額を記載してください。

⑬ 公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)

別表C(1)の17欄+18欄-22欄の金額を転記してください。
 つまり、損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額に商品等譲渡に係る原価相当額が含まれていない場合には当該金額を加算し、財産の譲渡損・評価損・運用損の額が含まれている場合には当該金額を控除した額を記載します。

⑭ 公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額

賠償金など公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用であって、15欄~16欄に算入されていないものがある場合に、その額を記載してください。

⑮ 当該事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

別表C(2)の「計(A)」(期末)欄の金額を転記してください。

⑯ 22欄、23欄

①公益法人になった最初の事業年度について
 特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった最初の事業年度は、22欄及び23欄には、それぞれ移行登記の日における不可欠特定財産の帳簿価額の合計額を記載してください。
 一般法人が公益認定を受けて公益法人になった最初の事業年度は、22欄及び23欄には、認定を受けた日における不可欠特定財産の帳簿価額の合計額を記載してください。

②翌事業年度以降
 22欄は、前年度の事業報告における21欄の額を記載してください。
 23欄は、前年度の事業報告における12欄の額と23欄の額の合計額を記載してください。

◆ 移行時の公益目的取得財産残額について

移行時の公益目的取得財産残額



一般法人が公益認定を受けた場合は、この表の作成は不要です。



この様式は、特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった場合に作成していただくものです。特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった場合には、認定法施行規則附則Ⅱの規定により、移行前から保有していた財産の一部が、移行時（移行の登記の日）の公益目的事業財産となります。この様式では、移行時の公益目的事業財産の額（公益目的取得財産残額）について、移行の登記の日の前日における財産目録等を基に計算していただきます。この様式は、公益法人になった最初の事業年度の事業報告の際に提出してください。

移行時の公益目的取得財産残額		移行前 前年度	移行時 前年度	法人コーポ ーレイト
公益目的事業の用に供する財産の帳簿価額の合計額	1			㉑
公益目的事業の用に供する財産の譲渡によって得た額	2			㉒
公益目的事業の用に供する財産の滅失、害害に係る損害をてん補するために交付された財産の額	3			㉓
公益目的事業の用に供する財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の額	4			㉔
4項の他、公益目的事業に充てるために保有する資金	5			㉕
4項及び5項について、移行登記の日までに当該資金の目的以外の目的のために取り崩した額	6			㉖
移行時の公益目的取得財産残額(1項+2項-3項+4項+5項-6項)	7			

上記のうち、以下に掲げるものは別表C(2)については、その額を下記に記載してください。

①公益目的取得財産の譲渡によって得た額(2項)の明細					
債権 番号	譲渡した 財産の名称	種類 譲渡、買収、贈与等	事業番号	使用目的等	中継時の帳簿価額 譲渡により得た額
1					
2					
計					

②公益目的取得財産の滅失、害害に係る損害をてん補するために交付された財産(3項)の明細					
債権 番号	滅失、交付した 財産の名称	種類 滅失、損害、贈与等	事業番号	使用目的等	交付された 財産の額
1					
計					

㉑ 公益目的事業の用に供する財産の帳簿価額の合計額

移行認定の際に、申請書別表C(2)の「1.公益目的保有財産」に記載している財産（不可欠特定財産を除く。）について、移行の登記の日における帳簿価額の合計額を記載してください。

㉒ 公益目的事業の用に供する財産の譲渡によって得た額

移行認定の際に、申請書別表C(2)の「1.公益目的保有財産」に記載している財産（不可欠特定財産を除く。）について、移行の登記の日までの間に譲渡を行った場合、それにより得た額を記載してください。

㉓ 財産の滅失等に係る損害をてん補するために交付された財産の額

移行認定の際に、申請書別表C(2)の「1.公益目的保有財産」に記載している財産（不可欠特定財産を除く。）について、移行の登記の日までの間に、公益目的事業の用に供する財産が滅失又はき損し、その損害のてん補のために交付された補助金等がある場合に、その額を記載してください。

㉔ 公益目的事業に充てるために保有する資金

移行認定の際に、申請書別表C(2)の4から6までに記載している資金のうち、移行時に特定費用準備資金、5号財産、6号財産など(別表C(2)の4から6に該当する資金)に引き継ぐ(移行の際に、一旦全額を取り崩して、新規に特定費用準備資金として積み立てる場合も含む。)こととなる資金について、移行の登記の日における積立額を記載してください。

㉕ 移行の登記の日までの間における目的外の取崩額

移行認定の際に、申請書別表C(2)の3から6までに記載している資金のうち、移行の登記の日までの間に、当該資金の目的以外の目的のために取り崩したものがあつた場合に、その取崩額を記載してください。

㉖ 公益目的事業の用に供する財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の額

移行認定の際に、申請書別表C(2)の「3.資産取得資金」に記載している財産のうち、公益目的事業に係る資産取得資金に引き継ぐ(移行の際に、一旦全額を取り崩して、新規に資産取得資金として積み立てる場合も含む。)こととなる資金について、移行の登記の日における積立額を記載してください。



この様式の下表の部分については、次のページで説明しています。

④移転の公法目的取得財産等(第②項・③項・④項)

上記のうち、以下に掲げるものは第③項については、その別項を下部に記載してください。

①公法目的取得財産の譲渡によって得た債(第②項)の別項

区分	譲渡した財産の名称	場所 (建物、積立、物名等)	申請番号	譲渡目的等	申請時の帳簿価額	譲渡により得た債
1				㊂	㊃	円
2						円
計						円

②公法目的取得財産の滅失、盗難に係る損害をてん補するために交付された債(第②項)の別項

区分	滅失、盗難した財産の名称	場所 (建物、積立、物名等)	申請番号	譲渡目的等	申請時の帳簿価額	交付された債の額
1				㊂	㊃	円
2						円
計						円

③譲渡債の債の資金について、移転登記の日までに当該資金の取崩し等の目的のために取り崩した債(第②項)の別項

区分	資金の名称	申請番号	資金の目的	申請時の帳簿価額	取り崩した債	
1			㊄	㊃	円	
2					円	
計						円

㊂ 使用目的等
譲渡前又は滅失若しくは毀損前における当該財産の使用目的を記載してください。

㊃ 申請時の帳簿価額
移行認定の申請の際に添付した貸借対照表の貸借対照表日における帳簿価額を記載してください。

㊄ 資金の目的
取崩前における当該資金の使用目的を記載してください。

 この様式を作成する場合には、移転の登記の日の前日の財産目録とあわせて提出してください。

【補足資料一③】

$$\text{公益目的取得財産残額} = 100 + 250 = 350$$

公益目的取得財産残額と正味財産期末残高の関係

<公益目的増減差額>

移行時（期首残額）

特費（預金）	50
資産取得資金（預金）	150



損益計算書

当年度の増加減少

費用	200	収益	150
			50



期末残額

資産取得資金	100
--------	-----

公益目的増減差額

<公益目的保有財産>

移行時（期首残額）

200	（基本財産）
-----	--------

期末残額

250	公益目的保有財産
-----	----------

- ※ 差額 50 については特費（預金）で充当
- ※ 資産取得資金 50 で公益目的保有財産を取得
- ※ 資産取得資金 50 で公益目的保有財産を取得するが別表 H 上は変動なし

<財務諸表>

貸借対照表（移行時・期首）

200	基本財産
特費 50	
取得 150	特定資産

固定資産



損益計算書

当年度の増加減少

費用	200	収益	150
			50



貸借対照表（期末残高）

250	正味財産 期末残高
取得 100	

$$\text{正味財産期末残高} = 350$$

- ※ 差額 50 については特費（預金）で充当
- ※ 資産取得資金 50 で公益目的保有財産を取得

公益法人認定法第22条第1項の規定により最後に提出した財産目録等の年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

期間	自	年	月	日	法人コード
	至	年	月	日	法人名

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残額}$$

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

$$\text{前事業年度末日の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} = \text{当該事業年度末日の公益目的増減差額}$$

1. 公益目的増減差額

取消し等の日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-21欄)	1	円
---------------------------------	---	---

最後に提出した財産目録等の年度の末日の公益目的増減差額	2	円
-----------------------------	---	---

当該期間に増加した公益目的事業財産		
損益計算書(公益目的事業会計)上の数値	寄附を受けた財産の額	3 円
	交付を受けた補助金等	4 円
	公益目的事業に係る対価収入	5 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6 円
	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記載】	7 円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に算入した額を除く)	8 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9 円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (25欄-24欄)(マイナスの場合は零)	10 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11 円
	認定等の日以前に取得した不可欠特定財産の価額の増加額	12 円
	3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13 円
	当該期間に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄~13欄の合計)	14 円

当該期間の公益目的事業費等		
損益計算書(公益目的事業会計)上の数値	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16 円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17 円
	15欄~17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18 円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (24欄-25欄)(マイナスの場合は零)	19 円
	認定取消し等の後に確定した公租公課	20 円
	当該期間の公益目的事業費等の合計額 (15欄~20欄の合計)	21 円

2. 公益目的保有財産

取消し等の日の公益目的保有財産の価額の合計額	22	円
認定等の日以前に取得した不可欠特定財産の取消し等の日の価額の合計額	23	円

【参考数値】

取消し等の日の公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	24	円
最後に提出した財産目録等の年度の末日の公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	25	円

3. 公益目的取得財産残額

取消し等の日の公益目的取得財産残額 (1欄+22欄-23欄)	26	円
-----------------------------------	----	---

別紙1

公益法人認定法第22条第1項の規定により最後に提出した財産目録等の年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

期間	自	年	月	日	法人コード
	至	年	月	日	法人名

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残額}$$

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

$$\text{前事業年度末日の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} = \text{当該事業年度末日の公益目的増減差額}$$

1. 公益目的増減差額

取消し等の日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-21欄)	1	円
---------------------------------	---	---

最後に提出した財産目録等の年度の末日の公益目的増減差額	2	円
-----------------------------	---	---

当該期間に増加した公益目的事業財産		
損益計算書(公益目的事業会計)上の数値	寄附を受けた財産の額	3 円
	交付を受けた補助金等	4 円
	公益目的事業に係る対価収入	5 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6 円
	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記載】	7 円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に算入した額を除く)	8 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9 円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (25欄-24欄)(マイナスの場合は零)	10 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11 円
	認定等の日以前に取得した不可欠特定財産の価額の増加額	12 円
	3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13 円
	当該期間に増加した公益目的事業財産の合計額 (3欄~13欄の合計)	14 円

当該期間の公益目的事業費等		
損益計算書(公益目的事業会計)上の数値	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16 円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17 円
	15欄~17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18 円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (24欄-25欄)(マイナスの場合は零)	19 円
	認定取消し等の後に確定した公租公課	20 円
	当該期間の公益目的事業費等の合計額 (15欄~20欄の合計)	21 円

2. 公益目的保有財産

取消し等の日の公益目的保有財産の価額の合計額	22	円
認定等の日前に取得した不可欠特定財産の取消し等の日の価額の合計額	23	円

【参考数値】

取消し等の日の公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	24	円
最後に提出した財産目録等の年度の末日の公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	25	円

3. 公益目的取得財産残額

取消し等の日の公益目的取得財産残額 (1欄+22欄-23欄)	26	円
-----------------------------------	----	---

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

公益目的保有財産の明細

期間	自	年	月	日	法人コード	
	至	年	月	日	法人名	

番号	財産の名称	場所・物量等	帳簿価額	価額(時価)	時価の算定方法	不可欠 特定財産
1			円	円		
2			円	円		
3			円	円		
4			円	円		
5			円	円		
6			円	円		
7			円	円		
8			円	円		
9			円	円		
10			円	円		
11			円	円		
12			円	円		
13			円	円		
14			円	円		
15			円	円		
16			円	円		
17			円	円		
18			円	円		
19			円	円		
20			円	円		
21			円	円		
22			円	円		
23			円	円		
24			円	円		
25			円	円		
26			円	円		
27			円	円		
28			円	円		
29			円	円		
30			円	円		

※各財産について、その時価の算定根拠を示す書類(客観的な資料又は別表)を添付してください。

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

公益目的保有財産の時価の算定根拠

期間	自	年	月	日	法人コード	
	至	年	月	日	法人名	

番号	財産の名称	場所・物量等	帳簿価額	時価	時価の算定方法
			円	円	
時価の算定根拠					

※時価の算定根拠の説明を補足する資料があれば添付してください。

公益目的取得財産残額

《参照条文》

○認定法

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第三十条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第十七号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

一 当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）

二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産

三 公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

3 前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

4 行政庁は、第一項の場合には、認定取消法人等に対し、前二項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

5 公益法人は、第五条第十七号に規定する定款の定めを変更することができない。

○認定法施行規則

第四章 公益目的取得財産残額

(認定取消し等の後に確定した公租公課)

第四十七条 法第三十条第二項第三号で規定する内閣府令で定めるものは、当該公益法

人が公益認定を受けた日以後の公益目的事業の実施に伴い負担すべき公租公課であって、同条第一項の公益認定の取消しの日又は合併の日以後に確定したものとする。

(各事業年度の末日における公益目的取得財産残額)

第四十八条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額

二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

3 前項第一号に規定する当該事業年度の末日における公益目的増減差額は、当該事業年度の前事業年度の末日における公益目的増減差額（公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定等事業年度」という。）にあっては、零）に第一号の額を加算し、第二号の額を減算して得た額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度（認定等事業年度にあっては、公益認定を受けた日又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日（予において「認定等の日」という。）から事業年度の末日までの期間。以下この項において同じ。）中に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額（当該財産が金銭以外の財産である場合にあつては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）

ロ 当該事業年度中に交付を受けることとなった補助金その他の財産（財産を交付する者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額

ハ 当該事業年度中に行つた公益目的事業に係る活動の対価の額

ニ 当該事業年度の各収益事業等から生じた収益の額に百分の五十を乗じて得た額

ホ 公益社団法人にあっては、当該事業年度中に社員が支払つた経費のうち、その徴収に当たり使用すべき旨の定めがないものの額に百分の五十を乗じて得た額及びその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められたものの額

ヘ 当該事業年度において、合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額

ト 当該事業年度中に公益目的保有財産から生じた収益の額

チ 当該事業年度の開始の日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（認定等事業年度にあっては、認定等の日における法第十八条第六号に掲げる財産（公益認定を受けた日前に取得したもの（当該財産が合併により消滅した公益法人から承継したものである場合にあつては、当該消滅した公益法人が公益認定を受けた日前に取得した財産であつて、当該消滅した公益法人において法第十八条第六号に掲げる財産であつたもの）と認められるものに限る。以下同じ。）の帳簿価額の合計額。次号二において同じ。）から当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

リ 当該事業年度において、法第十八条第六号に掲げる財産の改良に要した額

又 当該事業年度の引当金の取崩額

ル イからヌまでに掲げるもののほか、定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより当該事業年度において公益目的事業財産となった額

二 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度の第二十一条第一項第一号の額に同項第二号の額を加算し、同項第五号の額を減算して得た額

ロ イに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的保有財産について生じた費用及び損失（法第十八条 ただし書の正当な理由がある場合に生じたものに限る。ハにおいて同じ。）の額

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額

二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額から当該事業年度の開始の日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該事業年度において他の公益法人に対し、当該他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額

4 前項第一号へに規定する合併により消滅する公益法人の当該合併の日の前日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。この場合においては、当該合併の日の前日を当該事業年度の末日とみなして算定し、財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書によるものについては、第八条第四項第二号に掲げる書類によるものとする。第五十条第三項においても、同様とする。

一 当該合併の日の前日における公益目的増減差額

二 当該合併の日の前日における公益目的保有財産の価額の合計額

（公益認定の取消し等の場合における公益目的取得財産残額）

第四十九条 行政庁が法第二十九条第一項 又は第二項 の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項 の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 法第二十二条 の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（次号及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的増減差額

二 最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八条第六号 に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

（公益目的取得財産残額の変動の報告）

第五十条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の

明細を明らかにした書類

二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類

三 前項の報告書及び前二号の書類に記載された事実を証する書類

3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 取消し等の日における公益目的増減差額

二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額

4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なると認めるときは、前条の額を増額し、又は減額する。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（移行公益法人の公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産の特例）

2 整備法第百六条第一項の登記（以下「移行登記」という。）をした公益法人（以下「移行公益法人」という。）については、第二十六条各号に掲げる財産のほか、整備法第四十四条の認定の申請に添付された貸借対照表に係る貸借対照表日において当該移行公益法人が有していた財産のうち、次に掲げる財産を第二十六条の規定による財産とする。

一 公益目的事業の用に供する財産

二 前号に掲げる財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

三 前号に掲げるもののほか、公益目的事業に充てるために保有する資金

3 前項第一号の規定による財産を有していた移行公益法人に対する第二十六条第三号の規定の適用については、同号中「第六号及び第七号」とあるのは、「第六号、第七号及び附則第二項第一号」とする。

4 移行公益法人は、移行登記をした日の属する事業年度経過後三箇月以内に、次に掲げる事項を記載した書類及び整備法第百十三条の規定により読み替えて適用する法第二十一条第二項の規定により作成した財産目録を行政庁に提出しなければならない。

一 移行登記をした日において有する財産のうち、附則第二項第一号の規定による財産（移行登記をした日までに附則第二項第二号の規定による資金により取得し、かつ、当該資金の目的の用に供する財産を含む。）の帳簿価額の合計額

二 移行登記をした日において有する資金のうち、附則第二項第二号及び第三号の規定による資金の額の合計額

三 移行登記をした日までに附則第二項第一号の規定による財産を譲渡した場合にあっては、当該譲渡により得た額

四 移行登記をした日までに附則第二項第一号の規定による財産が滅失し、又はき損した場合に生じた当該財産に係る損害をてん補するために交付された財産があるときにあっては、当該交付された財産の額

五 移行登記をした日までに附則第二項第二号又は第三号の規定による資金を当該資金の目的以外の目的のために取り崩した場合にあっては、当該取り崩した額